

# 子育て世帯等臨時特別支援(10万円現金一括)給付の申請について

健康福祉課子育て支援室 ☎ (25) 1184

子育て世帯の生活を支援するための給付金支給に係る申請の受付を開始します。  
支給額は対象児童1人につき、10万円です。

※10月8日に児童手当(本則給付)を受給している児童や、その兄弟に当たる高校生(申請は不要です)の給付に支給いたしません。

## 申請が必要な支給対象者

- 令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)の保護者
- ※当該児童の兄弟分の児童手当受給者を除く
- ②所属庁から児童手当(本則給付)を受け取っている公務員
- ③令和4年3月末日までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象児童(新生児)の保護者

## 申請方法

申請書を郵送しますので、記入の上、同封の返信用封筒で返送いただくか、子育て支援室窓口までお持ちください。

※その際、添付書類の準備を忘れないようお願いします。

## 添付書類

- ①本人確認書類(保護者)の写し(運転免許証、健康保険証など) ※申請者全員必要
- ②受取口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカードなど) ※申請者全員必要
- ③令和3年9月分の児童手当を受給していることがわかる書類(支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当の受給が分かる給与明細の写しなど) ※該当者のみ必要(公務員など)
- ④令和3年度課税証明書(申請者または配偶者が令和3年1月1日時点で鳥羽市に住民票を有していなかった

## 場合) ※該当者のみ必要

- ⑤配偶者または対象児童の住所が申請者と異なる場合は、住所が異なるかたの住民票 ※該当者のみ必要

## 申請の締切

令和4年3月末日まで(新生児については令和4年4月15日まで)

## 振り込まれる期間

申請受付後、支給決定通知を発送致しますので紙面にてご確認ください。

## 問い合わせ

健康福祉課子育て支援室  
「子育て世帯等臨時特別支援給付金」窓口  
☎ (25) 1184



給付金ホームページQRコード

# とばっ子 ハッピーセミナー

子育て支援センター ☎ (25) 7225

## パパと新聞紙で遊ぼう! & ばあばの紙芝居

前半は「パパと新聞紙で遊ぼう!」です。パパと遊んだ後は、小池ばあばの紙芝居で心も豊かに過ごしましょう。動きやすい服装で気軽に参加してください。

- とき 1月15日(土) 午前10時~11時
- ところ 子育て支援センター(あおぞら保育所2階)
- 講師 小池日出美氏
- 対象 未就学児と父親
- 募集人員 7組程度
- 申込期限 1月12日(水)(先着順)

## ハピサタ講座 クラウン・ロト&ハンナちゃんのパフォーマンスショー

バルーン・ジャグリング・バランス芸など、何でもこなすファミリーサーカス、クラウン・ロト氏と驚異の身体能力を持つ小学生ハンナちゃんのパフォーマンスショーです。親子で楽しい時間を過ごしましょう。

- とき 1月22日(土) 午前10時~11時
- ところ 市民体育館サブアリーナ
- 講師 クラウン・ロト(深井吉紀)氏  
ハンナちゃん
- 対象 乳幼児から小学校低学年とその保護者
- 募集人員 50組程度
- 申込期限 1月19日(水)(先着順)